

職業紹介士（民紹協認定）資格試験に関する規程

制定	平成 2 0 年	3 月 1 8 日
改正	平成 2 1 年	1 月 1 日
改正	平成 2 3 年	2 月 1 日
改正	平成 2 4 年	2 月 1 日
改正	平成 2 4 年	4 月 1 日
改正	平成 2 5 年	4 月 1 日
改正	平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日	
改正	平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日	
改正	令和 3 年	5 月 7 日

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国民営職業紹介事業協会（以下「民紹協」という。）が行う職業紹介士（民紹協認定）資格認定試験の制度を定め、職業紹介業務に従事する者について、社会的責任とコンプライアンスの認識及び適格紹介を行う上で求められる職業相談・指導の能力に関し必要な判定をした上で職業紹介士（民紹協認定）資格の認定を行い、もって業界全体のレベルアップと職業紹介事業及びこれに従事する者の社会的評価の向上を図ることを目的とする。

（職業紹介士資格認定試験の内容等）

第 2 条 職業紹介士資格認定試験（以下「試験」という。）は、通信教育と集合教育により実施する。

2 通信教育は、職業紹介を適正に行うために必要とする知識を得ることを目的として、次の 6 科目について事前に送付するテキストを各自が学習することにより行う。

- （1）労働保護法制
- （2）職業紹介と人権
- （3）職業紹介事業制度
- （4）個人情報保護
- （5）職業指導と職業相談
- （6）職業紹介におけるメンタルヘルス

3 集合教育は、通信教育修了者が一定期間、一定の場所に集合して、直接、講師から講義及び実技の指導を受け、必要な知識・能力を身につけることを目的として、次の方法にて行う。

- （1）集合教育の期間 3 日間を原則とする。
- （2）集合教育の場所 別途定める施設

(3) 集合教育における講義は、次の8科目とする。

- ① 職業紹介事業の意義・役割と労働市場の理解
- ② 労働保護法制（募集・採用及び雇用主が遵守すべき法制度）
- ③ 職業紹介と人権
- ④ 職業紹介事業制度
- ⑤ 個人情報保護
- ⑥ 職業指導と職業相談
- ⑦ 職業紹介におけるメンタルヘルス
- ⑧ 求人者サービスと求人・求職者開拓

(4) 集合教育における実技は、事例研究とロールプレイングとし、各号における事項等について行う。

①事例研究

- ・職業紹介の場面において起こりうる各種事例を受験者が持ち寄り、グループごとに討議を行う。
- ・グループごとの研究結果発表・討議による相互研鑽を行い、ファシリテーターが総括を行う。

②ロールプレイング

- ・相談場面の実践として、ロールプレイングを行う。
- ・実践結果について、討議による相互研鑽を行う。

(職業紹介士の資格試験)

第3条 資格認定は学科試験及び実技試験により行う。

- 2 学科試験は、通信教育及び集合教育において実施する。
- 3 通信教育における学科試験の評価は、通信教育開始時に出题された問題又はテーマについて提出する答案等について行う。
- 4 集合教育における学科試験の評価は、科目ごとに講義修了時に実施する筆記試験により行う。
- 5 実技試験はファシリテーター等が実技の結果により評価を行う。

(受験資格)

第4条 試験を受験できる者は、次のいずれにも該当するものであること。

- (1) 厚生労働省の許可を受け又は届出をした職業紹介事業所において、原則として職業紹介責任者としての経験が1年以上ある者又は職業紹介従事者としての経験が通算して3年以上の成人である者であること。
- (2) 職業安定法第32条に規定する欠格事由に該当する者でないこと。

(受験手続)

第5条 受験希望者は、民紹協に対し受験申込書に必要事項を記入して申込むものとする。

2 申込みをした者には、民紹協より受験料の振込依頼書を送付する。

3 受験料の振込をした者には、受験票及び受験要領、テキスト、通信教育試験問題等を送付する。

4 受験料は次の通りとする。

(1) 民紹協会員 62,000円(消費税込)

(2) 民紹協会員以外の者 81,000円(消費税込)

5 受験費用は、主催者側の責により受験できない場合を除き、返金を行わないものとする。

(職業紹介士資格認定委員会)

第6条 学科試験の問題及び実技試験の実施内容の作成、学科試験の評価基準及び実技試験の実技能力評価要領の作成、試験の執行管理並びに合否の判定は別途定める職業紹介士試験認定委員会が行う。

(試験の停止及び認定の取消し)

第7条 民紹協は、不正の手段により試験を受けた者に対して、その試験を無効にし、又は認定を取り消すものとする。

2 前項の不正行為を行った者が既に認定証書の交付をうけたときには、民紹協は、速やかに返還させるものとする。

(資格の認定及び有効期間)

第8条 職業紹介士たる資格の認定は別途定める基準に基づき行う。

2 資格の有効期間は、資格認定日(第10条で資格が更新された者にあつては、当該更新の日)から起算して5年間とする。

3 前項の有効期間を超えたときは、当該資格は消滅するものとする。

(認定証書及び職業紹介士の称号の授与)

第9条 民紹協は、資格の認定をした者を職業紹介士認定者台帳(以下「台帳」という。)に登録し(登録された認定者を「認定登録者」という。以下同じ。)、認定証書及び職業紹介士(民紹協認定)の称号を授与する。

2 認定登録料は5,200円(消費税込)とする。

(資格の更新)

第10条 認定登録者は、第8条第2項の資格の有効期間内に、職業紹介士として自己研鑽を積み、自己の知識・能力の向上に努め、別途定める基準に基づき更新の手続を行うことにより、資格を更新することができる。

2 更新手数料は、無料とする。

(有効期間内に更新の手続を行わなかった場合の取扱い)

第11条 有効期間内に更新の手続きを行わなかったため資格が消滅した者が新たに資格の認定を希望する場合は、第4条、第9条及び第10条第1項に規定する基準を準用することにより資格の認定を受けることができる。ただし、対象となる講習等は認定を受けようとする日から遡って5年以内のものに限ること。

(認定登録者の責務)

第12条 認定登録者は、業務遂行に関し、次の責務を負うものとする。

(1) 社会的責任を認識し職業安定法その他関係法令を遵守すること。

(2) 職業紹介士としての知識、紹介能力の維持、向上を図ること。

2 認定登録者は、次の事項に変更が生じたときは、遅滞なくその内容を届け出なければならない。

(1) 認定登録者の住所、連絡先、氏名(改姓、改名に限る)

(2) 認定登録者が所属する事業所(企業)の名称、所在地、連絡先

(認定登録の取消し)

第13条 民紹協は第10条に規定する認定登録者が、職業安定法第32条に規定する欠格事由に該当することその他職業紹介士としてふさわしくない行為をした場合には、本人の意見を聴取したうえで認定と登録を取り消すことができる。

2 前項により認定を取り消した場合は、該当者より速やかに認定証書を返還させるものとする。

(認定証書の再交付又は書換え)

第14条 認定証書を紛失、損傷したとき又は氏名を変更したいときは、認定証書再交付・書換申請書を提出のうえ、次に掲げる手数料を指定口座に振り込みを行うことで、再交付又は書換えを受けることができる。

2 認定証書再交付・書換料 3, 100円(消費税込)

(秘密の保持)

第15条 この規程に定める試験の業務に携わる者は職務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(書類の保存年限)

第16条 第8条に規定する職業紹介士認定登録者台帳は永年保存とし、その他の試験関係書類は完結の日から5年間保存するものとする。

(再受験)

第17条 職業紹介士の資格を一旦喪失した者のうち、再度職業紹介士資格取得を希望する者で民紹協が承認した者及び試験において不合格になった者は、再受験が出来るものとする。

2 再受験料は、40,000円(消費税込)とする。

3 再受験の内容等については、別途定める。

(試験結果の繰越)

第18条 受験者が止むを得ない事情により通信教育又は集合教育の途中で受験が困難になった場合、民紹協が認める者について、次回の試験に限り試験結果の繰越ができるものとする。

2 繰越ができる試験結果については、受験が困難になった時期により次のとおりとする。

(1) 通信教育途中に受験が困難になった場合は、次回の通信教育から受験するものとする。

(2) 通信教育終了後に受験が困難になった場合は、次回の集合教育から受験するものとする。この場合の通信教育の試験結果は、次回の通信教育の試験に反映する。

(3) 集合教育途中で受験が困難になった場合は、次回の集合教育から受験するものとする。この場合の通信教育の試験結果については、次回の通信教育の試験に反映する。

(雑則)

第19条 この規程に定める業務を行うために必要であるときは、規則を定めることができる。

附則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成20年4月1日から施行し、第5回試験から適用する。

（第1回～第4回職業紹介士（民紹協認定）資格認定試験認定者に関する経過措置）

第2条 第1回～第4回職業紹介士（民紹協認定）資格認定試験認定登録者に対する取り扱いについては、この規程を準ずる。

附則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年12月25日から施行する。

附則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成26年10月2日から施行する。

附則

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 令和4年3月31日現在の認定登録者については、資格の有効期間は、令和9年3月31日までとする。